

第3分科会一発表①
『権威』について考える法教育教材の開発

教材：『権威』について考える。

■テーマ

権威について考える。

なぜ、定められたルールや誰かの指図に自らすんで従うのか？

■テーマの趣旨

1 誰かに何かをしなさいと言わされた場合に、それに従おうとする場合、なぜ従おうとするのだろうか。

また、従いたくないと思った場合でも従うべき正当な理由がある場合といふのは、どんな場合であろうか。

「なぜ、定められたルールや誰かの指図に自らすんで従うのか？」と問われたら、多くの人は「みんな、そうしているから」と答えるかもしれない。

確かに、『皆がそうしているから、自分もそうする』というのは、私たちの社会においては一定の合理性がある行動原理なのかもしれない。

しかし、それでいいのだろうか。人と同じように振舞うことを最優先の行動原理とするのは危うい。なぜなら、おかしなルールや指図に誰かが無批判に従ってしまった場合に、誰もが同じように振舞ったことで社会全体がおかしな状況になってしまふ可能性があるからだ。

2 そもそも、なぜ、私たちは、定められたルールや誰かの指図に自らすんで従うのだろうか。

ある人から何か指図された場合、私たちは、指図した人に指図をする資格があると思えば、納得して自らすんで従い、その資格がないと思えば、納得できないので従わなかつたり、従つたとしても心理的抵抗感を抱くのではないだろうか。

つまり、私たちが、定められたルールや誰かの指図に自らすんで従うのは、その指図に「納得できる」、言い換えればその指図に意識的または無意識的に「権威」を見出しているからであろう。

「権威」とは、他者の行動に影響や統制を与える力すなわち権力を使える権利のことである（Center for Civic Education、江口勇治監訳、テキストブックわたしたちと法、現代人文社、2001、18頁）。

3 この授業では、ある指図について、納得できるか、できないか（指図できる資格があるかどうか）、指図できる資格（根拠）は何に由来するか（「権威」はどこからくるのか）を考える。

無意識的に感じている「権威」を意識してみることで、何がみえてくるだろうか。

ルールや指図の根拠について考えることができる能力は、自ら主体的に考え、

公正に判断し、行動するうえでの、いわば「基礎体力」である。

従前の法教育においてはルール作りやルール評価が盛んに行われてきたが、これらは「権威」について理解したうえで取組むべきことがらであろう。

この教材は、主権者教育、中学校「公民」及び高等学校「公共」において用いることができる。

第3分科会－発表①

『権威』について考える法教育教材の開発

学習指導案

1 授業名

「権威について考える。」

～なぜ、定められたルールや誰かの指図に自らすすんで従うのか？～

2 学習目標

(1) 権威のある権力と権威に基づかない力を区別できるようになる。

(2) 権威、すなわち他者の行動に影響や統制を与える力（権力）を使える権利ないし資格の根拠はどのようなものかを考えられるようになる。

3 評価の視点

a 権威のある権力と権威に基づかない力を区別できる。

b 権威の根拠となるものを挙げ、説明することができる。

4 授業計画【50分】

	学習内容・学習活動	指導上の留意点	評価
導入 2分	<p>○赤信号を渡らない理由</p> <p>信号機が設置されている横断歩道を思い浮かべてください。</p> <p>歩行者用信号の青色の意味はわかりますね。</p> <p>「進め」ではありません。</p> <p>「進むことができる」です。</p> <p>青色であっても、必ず自分で周りの安全を確かめなければいけません。</p> <p>それでは、歩行者用信号の赤色の意味はわかりますか？</p> <p>そう。「道路を横断してはならない」です。</p> <p>それでは、なぜ、歩行者用信号が赤色だと道路を渡らないのですか？</p> <p>自分の都合で自由に渡りたくないですか？</p> <p>なぜそうしないのでしょうか？</p> <p>○本授業の目的</p> <p>なぜ、私たちは定められたルールや誰かの指図に自らすすんで従うのか。その理由を考えましょう。</p>	道路交通法施行令 2条	
展開 20分	<p>○権威のある権力と権威に基づかない力の区別</p> <p>ワークシートQ1の2つの事例を、あなたは納得できるか、納得できないか、その理由も考えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートのQ1を記入する。 ・結論と理由を答える。 ・Q1-①は「納得できない」 理由：「暴力はよくない」「脅すのはよくない」「お金を払う理由がない」など 	<p>展開①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシートQ1を記入させる。【目安5分】 ・数名を指名し、結論と理由を尋ねる。 ・左記の回答を想定。 	a

第3分科会－発表①

『権威』について考える法教育教材の開発

<ul style="list-style-type: none">・Q1－②は「納得できる」 理由：「法律で決まっている」「納税の義務がある」「税金はみんなのために使われる」など <p>○Q1のまとめ</p> <p>事例①では、先輩は、脅しや暴力を使って、後輩を強制している。だから、「納得できない」と考えた人が多いようです。</p> <p>でもよく考えてみると、事例②も、「指定期日までに納付や連絡がない場合には、財産を差し押さえる」と脅かしていませんか。もし期日までに納付や連絡をしなかったら、実際に財産を差し押さえられてしまいます。これは、ある意味、国家権力による脅しではないでしょうか。</p> <p>しかし、事例②では、多くの人が「納得できる」と考えました。</p> <p>事例①と②では、「脅かされて、金を支払った」という大枠は同じなのに、その評価は異なりました。</p> <p>事例①と②では、何が決定的に違うのでしょうか。</p> <p>事例①は、何の根拠もない、単なる脅しです。</p> <p>これに対して、事例②は、法律に根拠がある手続です。</p> <p>つまり、事例①と②では、法律に根拠があるかないか、という決定的な違いがあります。</p> <p>単なる脅しを使って、他人に無理やり言うことを聞かせることはできます。</p> <p>しかし、これが許されたら私たちの社会は成り立ちません。脅しや暴力</p>	<ul style="list-style-type: none">・納税の義務(憲法30条)を受けて所得税法などの法律が定められています。	b
--	--	---

	<p>がまかり通ってしまう世の中では、安心して暮らすことができません。実際、事例①のようにして他人に言うことを聞かせることは、恐喝罪（刑法 249 条 1 項）などの犯罪として禁止されています。</p> <p>事例①が「納得できない」のは、何の根拠もない、「権威に基づかない力」だからです。</p> <p>これに対して、事例②が「納得できる」のは、法律に根拠がある「権威のある権力」だからです。</p> <p>人は、ある指図について、「権威のある権力」と判断すれば自らすんで従うし、「権威に基づかない力」と判断すれば自らすんで従うのをためらいます。</p> <p>指図をした人に指図できる資格がないれば、その指図には人は自らすんで従わないのです。</p> <p>権威に基づかない力（根拠のない指図）は、指図された人の自由を合理的な理由もなく制限するから、注意しなければなりません。</p>	<p>刑法 249 条 1 項 「人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。」</p>	
展開 27 分	<p>○権威はどこからくるのか</p> <p>それでは、次にワークシート Q 2 の 3 つの事例について、その指図をしぶしぶ受入れた理由を考えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシート Q 2 を記入する。 ・ 理由を回答する。 <p>Q 2 -①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 爭いにしたくない。 ・ 町内会長の判断だから。 	<p>展開②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシート Q 2 を記入させる。【目安 10 分】 ・ 生徒数名を指名し、発言を求める。 ・ 左記のような事実に着目した回答を想定。 	b

第3分科会－発表①

『権威』について考える法教育教材の開発

<p>Q 2-②</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者は足腰が弱いので、配慮が必要。・転倒防止。・暗黙のルール。・習慣 <p>Q 2-③</p> <ul style="list-style-type: none">・監督にと言われたから。・やるべきことをやるのは当然。 <p>○根拠の分類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>事例①～③の根拠はどのようなものなのか確認しましょう。</p><p>事例①の町内会長は、町内会を代表する立場の人で、町内会に参加するみんなが選んだ「えらい人」です。つまり、みんなで選んだ人の判断だから。別の言い方をすると、町内会で起きた問題を仲裁する権限をみんなが与えた、みんながその人の判断に従うと同意したからということになります。</p><p>事例②にでてくる「優先席」は、鉄道やバスなどの公共機関に設置されている、高齢者や障害者などの使用を優先とした座席です。高齢者に優先席を譲るのは、席を譲るという行動で相手への敬意を表しているという側面があります。高齢者を敬いなさいという道徳や習慣に基づく行動といえるでしょう。</p><p>事例③は、監督は部活動に関して決定する権限を持っているので、えらい人からの指示だから、あるいはみんなで従うと決めた部活のルールだからということになります。</p></div>	<ul style="list-style-type: none">・事実に着目した回答に對して①～③の根拠を分類する。 <p>例) の根拠は「法律」。 道路交通法8条(通行の禁止等)「歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。」 自転車は「軽車両」であり、「車両」に含まれる。</p>
---	---

	<p>○Q 2のまとめ</p> <p>指図をした人に指図できる根拠があれば、その指図に人は自らすんで従います。</p> <p>Q 2では、指図できる根拠とはいつたい何なのかを確認しました。</p> <p>その根拠は、法律やルール、えらい人つまりみんなが指示に従うことに同意した人からの指示や道徳でした。これらの他にも、習慣や同意なども指図できる根拠になります。</p>		
まと め 1 分	<p>もしも、あなたが誰かから指図をされたら、相手に指図する根拠があるのか、その根拠は何なのかをよく考えましょう。</p> <p>また、あなたが人に何かをしてもらおうと思った時も、あなたにそれを命じる資格があるのかをよく考えましょう。</p> <p>根拠のない指図は、指図された人の自由を合理的な理由もなく制限します。</p> <p>指図できる根拠がなければ、人に指図するべきではないのです。</p>		

第3分科会－発表①

『権威』について考える法教育教材の開発

5 授業のポイント

ルールや指図の根拠について考えることができる能力は、自ら主体的に考え、公正に判断し、行動するうえでの、いわば「基礎体力」である。

(1) 導入

導入では、日常生活のひとコマを取り上げ、信号機の色に従って横断歩道を横断したり、しなかったりするのは、なぜなのか問う。

そして、この授業の目的は、私たちが定められたルールや誰かの指図に自らすすんで従うのはなぜなのかを考えることにあると示す。

(2) 展開①

展開①では、①後輩が先輩から金を脅し取られる事例と②税務署からの督促状を受けて税金を支払う事例を比較し、その指図が権力（他者の行動に影響や統制を与える力）を使える権利（資格）を伴っているのかどうかを考える。

生徒にワークシートQ1を記入させ、数名を指名し、それぞれの事例について結論と理由を尋ねる。事例①は、「暴力はよくない」、「脅すのはよくない」などを理由に「納得できない」、事例②は、「法律で決まっている」、「納税の義務がある」などを理由に「納得できる」という回答を想定している。

なお、Q1-①、②は、客観的に考えて、「納得できる」か、「納得できない」かを問うているが、当事者の立場（主観的に）から考えて、事例①について、脅された後輩の立場から、自分を守るために金を払うことは「納得できる」と考える生徒もいるかもしれない。この場合は否定せずに、置かれた立場によって判断が変わることがあるということを認めたうえで、第三者の立場で考えるとどうかという視点を示したい。

数名の生徒の回答を共有した後、事例の分析を行う。事例②の督促状の文言は、ある意味では脅し文句であるから、2つの事例は、『脅かされて、金を支払った』という大枠は共通している。したがって、事例①を「納得できない」と結論づける理由を、脅しや暴力はよくないというだけでは不十分である。

事例①と②が結論を違える分かれ目は何か。事例①は何の根拠もない単なる脅しないし力である。これに対して、事例②は法律に根拠がある力である。すなわち、事例①と②では、法律に根拠があるかないか、という決定的な違いがある。このように、その強制に（法律などの）「根拠」があるのかないのかという観点から、権威に基づかない力（根拠のない指図）と権威のある権力（根拠のある指図）を区別することができる。恐喝罪などの例を挙げ、権威に基づかない力（根拠のない指図）は、指図された人の自由を合理的な理由もなく制限するから、注意しなければならないと伝えたい。

(3) 展開②

展開②では、①町内会長の判断に従う、②高齢者に優先席を譲る、③部活動において監督の指示に従うという3つの場面について、それを受入れる理由を考える。

生徒にワークシートQ2を記入させ、数名を指名し、それぞれの事例について理由を尋ねる。多くの生徒は事実に着目して回答すると想定している。具体的には、事例①は争いにしたくない、町内会長の判断だからなど、事例②は高齢者は足腰が弱いので配慮が必要、転倒防止、暗黙のルール、習慣など、事例③は監督に言われたから、やるべきことをやるのは当然などの回答が想定される。

このような事実に着目した回答に対して、それぞれの根拠を分類する必要がある。事例①は、えらい人、つまり、みんなで選んだ人の判断だから。別の言い方をすると、問題を仲裁する権限をみんなが与えた、みんながその人の判断に従うと同意したからということになる。事例②は、高齢者に優先席を譲るのは、席を譲るという行動で相手への敬意を表しているという側面がある。高齢者を敬いなさいという道徳や習慣に基づく行動といえる。事例③は、監督は部活動に関して決定する権限を持っているので、えらい人からの指示だから、あるいはみんなで従うと決めた部活のルールだからということになる。

なお、事例③の根拠を「えらい人」、つまり監督からの指示と考える場合には、注意が必要である。監督だからといって何でも命令できるわけではない。「監督」であることそのものに権威があるわけではない。監督はどんなことをすべき人か、どんなことを命じることができる人なのかを考え、その権威には限界があることを確認する必要がある。「監督という地位」だけで権威があるとしてしまうと、「監督の家の庭を掃除しろ」ということも「権威のある権力」となってしまう。そのため、「監督という地位」だけで権威があるわけではないのだということに気が付くことが大切である。

以上より、(それに従うというみんなの同意が前提となっている)法律やルール、えらい人の指示や道徳が権威を基礎づけていることがわかる。これらの他にも、習慣や同意なども権威を基礎づけるもの根拠となる。

(4) 発展

指図できる根拠を考えることができるようになったら、ルールの評価に挑戦するとよいだろう。社会で当たり前のように行われているルールを取り上げ、その目的や根拠を確認し、そのルールを変える必要があるのか、ないのかを考えてみよう。例えば、エスカレーターの『片側あけ』ルールについて考えてみてはどうだろうか。

第3分科会－発表①

『権威』について考える法教育教材の開発

《発展》あなたはエスカレーターに乗る時どのようにしていますか、もしかしたら片側を空けていませんか？

片側を空けている場合、①その目的は何ですか？、②どうしてそうするのですか？、③エスカレーターの「片側空け」は、変える必要があるのか、ないのか？

① 片側空けの目的：急いでいる人が追越すことができるようにする。

② 片側空けの根拠：慣習

③ 片側空けは変える必要が【ある・ない】

【理由：構造上の問題、身体障害者への配慮、接触事故の危険】

6 ワークシート（教員用）

年 組 番 名前

Q 1 以下の事例を、あなたは納得できるか、できないか？

- ① 地元不良グループの先輩が、優等生の後輩を「殴られたくなければ、金を出せ！！」と脅した。後輩は、いやいや金を払った。

あなたは納得【できる・できない】

〔理由：暴力はよくない。脅すのはよくない。お金を払う理由がない。など〕

- ② 所得税を決められた期限までに支払わなかつたら、税務署から「指定期日までに納付や連絡がない場合には、財産を差し押さえる」という正式な通知が届いた。すぐに税務署に行き、いやいや税金を支払った。

あなたは納得【できる・できない】

〔理由：法律で決まっている。納税の義務がある。税金はみんなのために使われる。など〕

Q 2 以下の事例で、その指図を受入れた理由を考えよう。

例) ロードバイク（自転車）でツーリングをしていたら、道路標識によつて車両の通行が禁止されていた（「車両通行止め」の道路標識があつた）ので、しぶしぶロードバイクを降り、押して歩いた。

〔理由：事故防止。法律で決まっている。〕

- ① 隣家の人とごみ捨てをめぐって険悪な関係になってしまったが、町内会長の判断にゆだねて、しぶしぶその判断に従うことにした。

〔理由：争いにしたくない。町内会長の判断だから。〕

- ② 電車でいわゆる「優先席」に座っていたら、停車した駅で杖をついた高齢者が乗り込んできた。その高齢者が優先席に座っている自分の近くに來たので、しぶしぶ席をゆずつた。

〔理由：高齢者は足腰が弱いので配慮が必要。転倒防止。暗黙のルール。習慣。〕

- ③ テニス部では練習中には部員が交代で球拾いをすることになつた。怠けて休憩していたら、監督から球拾いをするように言われたので、しぶしぶ球拾いをした。

〔理由：監督に言わされたから。やるべきことをやるのは当然。〕

第3分科会－発表①

『権威』について考える法教育教材の開発

7 ワークシート（生徒用）

年 組 番 名前

Q1 以下の事例を、あなたは納得できるか、できないか？

- ① 地元不良グループの先輩が、優等生の後輩を「殴られたくなれば、金を出せ！！」と脅した。後輩は、いやいや金を払った。

あなたは納得【 できる ・ できない 】

【理由 :

- ② 所得税を決められた期限までに支払わなかったら、税務署から「指定期日までに納付や連絡がない場合には、財産を差し押さえる」という正式な通知が届いた。すぐに税務署に行き、いやいや税金を支払った。

あなたは納得【 できる ・ できない 】

【理由 :

Q2 以下の事例で、その指図を受入れた理由を考えよう。

例) ロードバイク（自転車）でツーリングをしていたら、道路標識によつて車両の通行が禁止されていた（「車両通行止め」の道路標識があった）ので、しぶしぶロードバイクを降り、押して歩いた。

【理由：事故防止。 法律で決まっている。】

- ① 隣の人とごみ捨てをめぐって険悪な関係になってしまったが、町内会長の判断にゆだねて、しぶしぶその判断に従うことにした。

【理由 :

】

- ② 電車でいわゆる「優先席」に座っていたら、停車した駅で杖をついた高齢者が乗り込んできた。その高齢者が優先席に座っている自分の近くに来たので、しぶしぶ席をゆずった。

【理由 :

】

- ③ テニス部では練習中には部員が交代で球拾いをすることになっていました。怠けて休憩していたら、監督から球拾いをするように言われたので、しぶしぶ球拾いをした。

【理由 :

】